

後期高齢者医療特別会計状況調書

1. 制度の概要

75歳以上の方などは、現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からこれらを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

(1) 対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいのある方

(2) 制度施行時の被保険者数(制度移行予定者)

- 北海道後期高齢者医療広域連合 631,927人
- 登別市 6,682人

(3) 保険料

- 個人ごとに算定された額を一人ひとりが納付し、原則として年金から天引
 - ・ 均等割額 43,143 円
 - ・ 所得割率 9.63 %
 - ・ 賦課限度額 50 万円
- 北海道の平均保険料
 - ・ 73,876円

(4) 被保険者の一部負担割合

- 1割負担(現役並み所得者は3割負担)

(5) 制度の運営財源

- 公費 5割(国4:道1:市1)
- 支援金 4割(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)
- 保険料 1割(被保険者保険料)

(6) 運営主体

- 北海道後期高齢者医療広域連合(道内180市町村で構成)
 - ・ 被保険者の資格管理や保険証の発行
 - ・ 保険料の賦課決定など
- 登別市
 - ・ 保険料の徴収
 - ・ 医療給付に関する申請や各種届出の受付などの窓口業務

2. 特別会計の概要

○ 歳 入

単位: 千円

1 後期高齢者医療保険料	520,039
2 繰入金	116,441
・ 保険基盤安定分	97,479
・ 北海道後期高齢者医療広域連合事務費分	16,732
・ 市事務費分	2,230
3 その他	20
合 計	636,500

○ 歳 出

単位: 千円

1 総務管理費	2,120
2 後期高齢者医療広域連合納付金	634,270
・ 保険料及び保険基盤安定対策負担金	617,538
・ 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金	16,732
3 諸支出金(還付加算金)	10
4 予備費	100
合 計	636,500

3. 参考(一般会計における負担額)

- 後期高齢者医療療養給付費負担金 524,000 千円
(高齢者医療確保法第98条に基づく一般会計における負担額)

- 後期高齢者健康診査経費 2,674 千円
(後期高齢者の健康診査に要する経費)